

定 款 施 行 規 則

一般社団法人京都府介護老人保健施設協会

一般社団法人京都府介護老人保健施設協会定款 施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款施行規則（以下、「施行規則」という。）は、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会定款（以下、「定款」という。）を受け、この法人の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2章 会員

(入会)

第2条 定款第4条第1項第1号に規定する正会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第1号様式の通りとする。

2 定款第4条第1項第2号に規定する準会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第2号様式の通りとする。

3 定款第4条第1項第3号に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第3号様式または第4号様式の通りとする。

(入会金及び会費)

第3条 正会員及び準会員並びに賛助会員は、次の入会金並びに会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は定款第12条第1号により総会で決議される。

3 この法人は、運営上やむを得ない事情がある場合には、理事会の承認を得て臨時に会費を徴収する事ができる。

4 入会金の額は次のとおりとし、入会と同時に納入する。

(1) 正会員 100,000円。

(2) 準会員 正会員として入会時に納入する。

(3) 賛助会員 法人・団体 30,000円、個人 無料。

5 会費は年会費とし、一括して毎年6月に納入する。但し、期間の途中で入会したときは、3月31日までを期日として月割で納入する。

(1) 正会員 1施設当り60,000円、入所定員1床当り1,200円。

(2) 準会員 1施設当り60,000円。

(3) 賛助会員 1口10,000円とし、法人・団体3口以上、個人1口以上。

(会員名簿)

第4条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があったときには、遅滞なく会長に届け出なければならない。変更届の書式は、別記第4号様式の通りとする。

2 この法人は、会員名簿を2年に1度作成し、会員の異動は毎年これを訂正する。

(退会)

第5条 定款第7条に規定する退会届の書式は、別記第5号様式の通りとする。

第3章 役員及び理事会

(理事)

第6条 理事は、京都府全域を京都市域とその他の地域の2区域に分割し、それぞれの正会員数に応じて按分した定数とする。

2 理事のうち2名は、事務部会が事務部会の正・副部長の中から推薦することができる。

3 会長は、事務局長を理事に推薦することができる。

4 会長は、学識理事を推薦することができる。

(監事)

第7条 監事に就任できる者は施設代表者に限らない。

(運営)

第8条 理事会は原則として毎月1回定期的に招集する。但し、時宜により期日を変更することができる。

- 2 臨時理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 理事会の招集は、開催日の7日前までに開催日、時間、場所、議題を通知するものとする。招集を受けた理事及び監事は、速やかに出欠状況を明らかにし、事務局宛に通知しなければならない。
- 4 都合により、やむを得ず欠席する場合は、開催日の前日までに議題に関して、他の出席者を代理人として決議を委任することができる。
- 5 顧問並びに委員会・部会の長は、理事会の求めに応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

第4章 委員会及び部会

(委員会)

第9条 この法人は、理事会の決議を経て事業達成のために必要な委員会を設置することができる。

- 2 理事会の決議を経て、会長が委員会を構成する委員を会員又は会員以外の者に委嘱することができる。
- 3 委員は、会長から委託された事項を処理する。
- 4 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

(部会)

第10条 この法人は、理事会の決議を経て事業の円滑な遂行を図るため部会を設置することができる。

- 2 部会長その他の役員は、部会で選任する。
- 3 部会は、その目的とする事項について調査、研究し、又は事業を遂行する。
- 4 部会の組織及び運営に関して必要な事項は部会で別に定める。

第5章 選挙

(候補者)

第11条 定款第17条第3項の候補者選出は、この章の規定による。

(選挙管理)

第12条 この法人に選挙管理委員を2名おく。

- 2 選挙管理委員は、総会において正会員の中から選出する。任期は2年とする。
- 3 選挙管理委員は、投票・開票の管理及び候補者の決定、その他選挙に必要な事務の管理を行う。
- 4 選挙管理委員は、選挙録を作成しこれに記名押印しなければならない。
- 5 選挙管理事務所は、この法人の事務局におく。

(選挙期日)

第13条 役員(理事・監事)の任期満了による選挙は、その任期の終わる年の定時総会の開催前30日以上60日以内に行う。

- 2 選挙管理委員は選挙の期日・時間及び投票場所を定め、投票日の50日以内にこれを公示しなければならない。

(選挙区・被選挙人名簿)

第14条 選挙区は京都市域とその他の地域の2区域とする。

2 選挙管理委員は、役員改選前年度の12月末日現在の正会員数に基づき理事の定数を京都市域とその他の地域に按分しなければならない。

ただし、事務部会から推薦された2名の理事、学識理事及び事務局長は、地域により按分する理事数には含まない。

3 選挙管理委員は、上記2項により按分した理事の定数と、その算定基礎となった被選挙人名簿を投票日の50日以内に正会員に通知しなければならない。

(候補予定者)

第15条 理事及び監事に立候補しようとする者は、選挙期間の公示があった日から20日以内に、所定の立候補届に必要な事項を記入し選挙管理委員に提出しなければならない。

2 理事及び監事候補者を推薦する場合は、2名以上の正会員の推薦を必要とし、本人の承諾書を添えて選挙期間の公示があった日から20日以内に文書で推薦届を提出しなければならない。

3 選挙管理委員は、候補者名を投票日の20日前までに受付順に正会員へ公示しなければならない。

(投票・開票)

第16条 投票は指定された投票用紙により、予め定められた選挙管理事務所に郵送で行う。

2 投票はそれぞれの選挙区の立候補者及び被推薦者の中から定数員を選挙するものとし、無記名投票とする。

3 投票用紙及び投票用封筒は、その都度選挙管理委員が定める。

4 選挙人は交付された投票用紙に記入し、投票用封筒に入れて密封し、これを更に住所・氏名を明記した封筒に入れて、投票日の2日前までに到着するように選挙管理事務所に送るものとする。開票は投票日当日に行う。

(候補者)

第17条 各選挙区ともに有効投票の最多数のものから候補者とする。

2 得票数が等しくて候補者が決定できないときは、くじで候補者を決める。

3 理事・監事候補予定者が定数以内のときは、前条の規定にかかわらず、投票を用いずに選挙管理委員は直ちに候補者を決定する。

4 理事・監事候補予定者が定数に満たない時は、理事会において役員推薦委員会を構成し、不足する理事及び監事の候補予定者を推薦し、選挙管理委員に通知するものとする。

5 候補者が決まったときは、選挙管理委員は直ちに正会員に公示しなければならない。

6 正会員は、選挙または候補者決定の効力について異議あるときは、選挙については公示日より、候補者決定については投票日より7日以内にこれを選挙管理委員に申し立てることができる。

7 役員数が定款第21条の定数を満たさなくなったときは速やかに補欠選挙を行う。

第6章 事務局

(事務局)

第18条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の決議を経て会長が定める。

第7章 施行規則の変更

(規則の変更)

第19条 この施行規則は、理事会の決議がなければ変更できない。

附則

- 1 この施行規則は、平成24年4月2日から施行する。

附則（平成26年4月1日改訂）

- 1 この施行規則は、平成26年4月1日より施行する。

附則（平成28年3月8日改訂）

- 1 この施行規則は、平成28年3月8日より施行する。

附則（平成30年9月21日改訂）

- 1 この施行規則は、平成30年9月21日より施行する。